

車いす移動車利用申請書

道志村社会福祉協議会会長 殿

道志村社会福祉協議会車いす移動車貸出事業実施要綱第 4 条の規定に基づき、下記留意事項を承認の上、次により申請します。

令和 年 月 日

申請者	住所			
	氏名	Ⓜ	電話	
	利用者との関係			
利用者	住所			
	氏名		電話	
運転者	住所		生年月日	
	氏名		電話	
	利用者との関係			
利用日時	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 () AM・PM 時 分 AM・PM 時 分			
利用目的 主な行先				
緊急 連絡先	()			
	新規利用者免許証 (写)	チェック欄	前回利用者免許証確認	チェック欄

利用上の留意事項

- (1) 運転者は 21 歳以上の方に限ります。
- (2) 運転者は交通規則を厳守するとともに、適切な管理、運行のもとで利用すること。
- (3) 車体や車内が汚れた場合は清掃すること。
- (4) 申請の目的以外の利用や第三者への転貸はしないこと。
- (5) 車いす移動車の運行により生じた事故及び破損等の保険給付対象外においては、運転者の責任において損害賠償すること。
- (6) 事故が生じた場合は、法令で定められた措置を講ずるとともに次に掲げた事項を守って対処すること。
 - ・ 速やかに道志村社会福祉協議会に報告する。
 - ・ 道志村社会福祉協議会が必要とする書類及び証拠となる書類を遅滞なく提出すること。
 - ・ 道志村社会福祉協議会の承諾なく事故の相手方等と示談しないこと。